

新宿区障害者施策推進協議会

第4回

専門部会

令和3年1月18日（月）

新宿区福祉部障害者福祉課

午前 9時58分開会

○**障害者福祉課長** 皆様、おはようございます。委員の皆様がおそろいになっておりますので、少し時間前ですが始めさせていただきます。本日はお忙しいところをご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は令和2年度第4回障害者施策推進協議会の専門部会でございます。

まず、本日の委員の出欠状況についてご報告いたします。本日欠席の連絡が志村委員から入っております。9名中8名の出席がありますので、定足数である過半数に達し、専門部会が成立することをご報告いたします。

それでは、専門部会の会長である村川会長、進行をどうぞよろしくお願いいたします。

○**村川会長** 改めまして、おはようございます。令和2年度第4回新宿区障害者施策推進協議会専門部会でございますが、正午まで2時間ほどの予定でございますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

本日の専門部会における議題としましては、現在進行中の新宿区障害者計画、第2期新宿区障害児福祉計画・第6期新宿区障害福祉計画の素案に係るパブリック・コメントの関係などを中心にご審議をいただくわけでございます。

それでは、最初に資料確認を事務局からお願いいたします。

○**福祉推進係主任** 事務局の諏方でございます。よろしくお願いいたします。

まず、事前送付資料といたしまして、資料1から5番までございました。資料1、「新宿区障害者計画、第2期障害児福祉計画・第6期障害福祉計画」(素案)パブリック・コメント等の実施結果(概要)というA4両面の資料になってございます。

続きまして資料2は、ホチキスどめの資料といたしまして、同じく素案のパブリック・コメント意見要旨及び区の対応(案)とさせていただきます。資料をお送りした時点のものになってございます。

続きまして資料3、こちらは資料2と同様に、障害者団体説明会を行い、その際いただきましたご意見の要旨及び区の対応(案)となっております。こちら送付時点の案となっております。

続いて資料4、こちらは「新宿区障害者計画、第2期障害児福祉計画・第6期障害福祉計画」(素案)からの主な変更点をまとめた資料になってございます。

続いて資料5、こちらは障害者自立支援協議会から我々障害者施策推進協議会宛てにいただきました意見書を、参考に添付しております。

そのほか、本日机上資料といたしまして、本日の次第のほか、資料6としましてコラムの一覧、それから資料7、こちらは計画書の表紙や扉を飾る区立障害者福祉施設ご利用者の作品画像の候補をご用意させていただきました。

閲覧用の資料といたしましては、本日机上に、パブリック・コメントに際しお諮りしました素案の冊子と現計画書、それから障害者生活状態調査の報告書の概要版を置かせていただいております。

資料確認は以上とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○村川会長 ありがとうございます。それでは、早速パブリック・コメントの関係がまとまっているようですので、その経過及び素案からの修正ないし変更点等について、協議いただくわけでございます。

それでは、素案に関するパブリック・コメントの実施結果について、事務局から報告をお願いいたします。

○障害者福祉課長 それでは、パブリック・コメントの実施結果についてご報告いたします。本日机上配付をされた資料をごらんください。資料1になります。

まず、パブリック・コメントの実施期間ですけれども、令和2年11月15日から令和2年12月15日までの1カ月間行いました。

意見の提出者は28名となっております。28名の中には、個人の方も団体の方も含んでの件数となっております。意見の提出方法につきましては、記載のとおりとなっております。

次に3番目のところ、意見数及び意見の計画への反映になります。28名の方から全部で123件のご意見をいただきました。その中で、1番、計画全般に関する意見が8件、総論に関するものが3件、第2部の障害者計画が109件、第3部の障害児福祉計画・障害福祉計画に関するものが2件、その他の要望が1件ございました。

それぞれの要望を計画と照らし合わせ、意見として反映をさせていただきたいと思っているものが6件ございます。また、意見の趣旨は、素案の方向性と同じものが34件でございます。意見の趣旨に沿って計画を推進するものが6件、今後の取組の参考とするものが29件、意見として伺うものが47件、質問に回答するというものが1件、その他につきましては0件という形になっております。

次に、資料1の裏面をごらんください。障害者団体の方への説明会を行いましたので、そこでのご意見についての結果が記載されております。

説明会は、全部で3回行い、それぞれの日付と参加者は記載のとおりでございます。

次に意見数は69件のご意見をいただきました。

その意見の中の計画への反映につきましては、「意見の趣旨を計画に反映する」が2件、「意見の趣旨は、素案の方向性と同じ」が8件、「意見の趣旨に沿って計画を推進する」が3件、「今後の取組の参考とする」が1件、「意見として伺う」が34件、「質問に回答する」が21件、「その他」が0件という内訳になっております。

こちらの件数等につきましても、本日、また、その後の推進協議会で皆様のご意見も伺いながら、この反映をする件数とかが若干変更になる可能性がありますので、これは現時点での事務局としての考え方ということでご理解いただければと思います。

説明は以上になります。

○村川会長 ありがとうございます。パブリック・コメント及び団体説明会におけるご意見、またそれらに対する対応について概括説明をいただきました。この関係について、何かご質問とかはありますでしょうか。(発言なし)

よろしければ、早速パブリック・コメント及びそれに対する回答案について、資料2で
しょうか、引き続き事務局から説明をお願いいたします。

○障害者福祉課長 それでは、資料2についてご説明をさせていただきます。こちらはパブ
リック・コメントでのご意見の要旨と、それに対する区の対応、これは先ほどの反映させ
るとか、ご意見として伺うとか、そういったところと、それに対して区の考え方、どうい
う考え方でこの回答になったのかというところを記載させていただいております。

初めに、資料2の1ページ目のところでございます。計画全体についてのご意見です。
主だったものや全体的な傾向について今回はご説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、高齢化が進むというところでの不安や、それを計画に反映さ
せていただきたいというご意見をいただきました。特に2番のところ、視覚障害者の方
が高齢化が進む将来に不安を抱えていらっしゃるというご意見がございました。

このご意見に関しましては、まず視覚障害者へのさまざまな施策は、それぞれの相談支
援ですとか、ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりですとか、そういったところ
に記載がされております。その上で、高齢化につきましても、この計画全般の中で、今ま
でも委員の皆様からいろいろご指摘を受けたところを反映させておきまして、高齢化の問
題というのには随所で触れているということになっております。ですので、「意見の趣旨
は計画の方向性と同じ」という回答とさせていただきます。

その他のところのご意見を多くちょうだいいたしました。

次に2ページ目をごらんください。9番目のところですけれども、基本理念のところ
に若年性認知症の文字がないというご意見をいただきました。

区の対応としましては、「今後の取組の参考とする」とさせていただきますが、
若年性認知症につきましては、ほかの障害に対する相談支援や支援の充実というところで
随所に触れさせていただいております。ただ、具体的な若年性認知症に特化したものとい
うのは計画の中には記載がございませんので、考え方としては、若年性認知症の方につ
きましても障害者施策の中でさまざまなサービスを展開していけるものですが、今後
の計画の中というよりは取り組みの方向として、方法の1つとして考えていくというこ
とで、「今後の取組の参考とする」とさせていただきます。

次に11番と12番につきましては、意見の趣旨を計画に反映させていただきます。

まず、11番につきましては、グループホームの整備の促進は入っておりましたが、短期
入所についての記載がございませんでした。ここににつきましては、実際に短期入所の充実
は考えておりますし、こちらのほうに記載をさせていただきます。

また、12番につきましては、「障害者だけでなく、障害者や家族、事業者がいつでも相
談できる支援体制にしてほしい」というご意見がございました。

こちらにも記載がございますように、「障害者がいつでも」と書いてあった文章を「障害
者や家族、事業者がいつでも」と修正をさせていただきます。

13番からは個別施策①相談支援の充実についてのご意見です。特にクライシスプランの

作成を行ってほしいというご意見がございました。これが15と16になっております。

こちらにつきましては、意見を計画に反映させていただきます。具体的な場所は、計画の55ページのところになりますけれども、こちらに書いてあるとおり、「あわせて、本人やその家族の急な不調や災害時など、日頃から緊急時における支援策や連絡先を確認できるような仕組みを検討していきます」という文言に修正をさせていただき、クライシスプランについても、検討を進めていくというふうに反映をさせていただきました。

次に3ページ目をごらんください。特に20番のところでございます。行動障害の中でも、特に強度行動障害について取り上げてもらいたいというご意見をいただきました。

こちらについても反映させていただいておりまして、「身体障害・知的障害・精神障害のほか、強度行動障害等の特性にも対応した専門性を高めるための研修」という形で、修正をさせていただいております。

次に4ページをごらんください。個別施策②です。個別施策②は日常の支援の充実になっております。特に22番、成人期以降の発達障害について、サービスの提供をする必要があるというご意見をいただいております。

こちらにつきましては、相談支援の充実や、日常生活を支える支援の充実などの中で、成人期以降の発達障害の方につきましても触れさせていただいておりますので、「意見の趣旨は計画の方向性と同じ」という回答にさせていただきました。

また、次の23番では、8050問題など、家族への支援についてもというご意見でしたが、相関図についても書いたほうが良いという具体的なご意見でしたので、「意見として伺う」という回答とさせていただきました。

次に5ページをごらんください。30番です。個別施策④は家族への支援のところですが、こちらのほうで「強度行動障害の対応で疲弊している家族への支援を記載してほしい」というご意見をいただきました。

こちらにつきましては、「今後の取組の参考とする」とさせていただきましたが、家族への支援で対象とするのは、強度行動障害者で疲弊しているご家族を含めて障害者を介護している家族全般としておりますので、そのような中で取組をさせていただきたいと考えております。

次に7ページをごらんください。個別施策⑨地域生活支援体制の推進という施策で、46番以降になります。主に地域生活支援拠点についての記載があるところでございます。全体としまして、基幹相談支援センターと地域生活支援拠点の機能強化や連携、また、基幹相談支援センターが他の機関と連携するなど、基幹相談支援センター及び相談支援体制及び事業者の連携についてのご要望がたくさんございました。

こういった中で、基本的には意見の趣旨は計画の方向性と同じです。同じですが、例えば48番のところなどは具体的なことが書いてございまして、計画に反映させるというよりは、意見として伺いして、今後の施策の中で取り組んでいくというところで、「意見として伺う」という記載にさせていただいております。

全体としまして、計画の中に何かしら記載があるものにつきましては、「意見の趣旨は計画の方向性と同じ」というBにさせていただいております。考え方としては同じようなことであっても、具体的に計画に書けない中身であったり、具体的な取組の中でやっていくというところは、その他の区の対応ということでさせていただいております。

続いて8ページの個別施策⑮放課後の支援です。こちらにつきましては、放課後等デイサービスを増やしてほしいというご意見がございました。放課後等デイサービスにつきましては、民間の事業者の参入で考えております。そういったご要望、事業者からの相談があるときには、例えばここにございますような送迎付きの学童型放課後等デイサービスの需要がありますとか、そういったところを事業者にお伝えをしまして、その事業者が区のニーズに合った事業展開をされるように働きかけをしております。

次に10ページ目をごらんください。個別施策⑯住まいの充実についてでございます。ここでは、特にグループホームについてのご意見を多くいただきました。

グループホームにつきましては、現在、2カ所の公有地で整備を進めております。そちらの2カ所につきましては、事業者が独自の発想を生かした提案ができるように、事前に制約ですとか条件はなるべくつけないような形で、その事業者の意欲と実績を見極めた形で、プロポーザル方式での選定を行う予定で現在準備を進めているところです。

その中で、事業者が決まったときには、そちらの事業者と当事者の団体の方たちの意見交換をする場などを設けまして、区のニーズに合った施設ができるように区のほうも努力をしていきたいと考えております。

また、70番のところには「サテライト型のグループホームを設置してほしい」というご意見をいただきました。

こちらでも民間の事業者のほうでグループホームを設置してもらいたいと考えておられまして、そういった相談などがあるときには、サテライト型のグループホームへの要望もあるということを含めて、必要な情報を事業者に提供をしていきたいと考えております。

また、72番のところで「聴覚障害者専用の高齢者の施設を作してほしい」というご意見をいただきました。こちらは高齢者の施策になりますので、「意見として伺う」とさせていただき、高齢者のほうで事業者などにそういったご要望をお伝えする機会があればお伝えしていくということで対応をさせていただきたいと考えております。

次に12ページになります。79番で、「障害者の法定雇用率を達成するための目標を設定してほしい」ということでございます。

こちらにつきましては、この計画には載ってございませんが、「障害者活躍推進計画」を区のほうで策定をしておりまして、法定雇用率の達成に向けて取り組んでまいります。

次に13ページの個別施策⑰はコミュニケーションと移動支援の充実についてでございます。コミュニケーションの充実につきましては、特に聴覚障害者の方からご意見をいただいております。その中で、「聞こえない子どもにも言語権を守ってほしい。手話は言語であると広めてほしい」というようなご意見をいただきました。

こちらにつきましては、この6月に施行しました「新宿区手話言語への理解の促進及び障害者の意思疎通のための多様な手段の利用の促進に関する条例」を広めていくことで、対応をさせていただきます。

また、手話が言語であるということと、コミュニケーションの手段を充実させていくということは計画に記載がございますので、「意見の趣旨は計画の方向性と同じ」とさせていただきます。

また、同じく聴覚障害の方でございますけれども、88番のところ、「聴覚障害者の高齢化も想定して計画を作してほしい」というご意見がございました。

こちらにつきましては、特に聴覚障害者に特化した高齢化の問題というところではなく、全般的な高齢化の問題というところで記載をさせていただいておりますので、「意見の趣旨は計画の方向性と同じ」という回答にさせていただいております。

次に14ページのところの個別施策⑩差別の解消、質問の番号だと91番あたりからになります。多くご意見をいただいたのが成年後見制度の充実でございます。計画の中身にそのような文言が入っているところはBの「方向性と同じ」とさせていただきます。具体的な取組内容につきましては、「今後の取組の参考とする」とさせていただきます。

次に95番は、個別施策⑬障害者の障害への理解の促進になります。こちらにつきましては、「障害疑似体験を推進してほしい」というご意見がございました。

このご意見は反映をさせていただきます。素案の記載には「障害者疑似体験の取組もさらに充実していく」となっておりますが、「……さらに推進していく」という文言に修正をさせていただきました。

次に15ページで、障害理解に向けて、96のところは個人の方や若い方、学生などに対する普及啓発についてのご意見をいただいております。

また、97のところは、企業に対しての障害理解を図ってほしいというご意見をいただいております。それぞれ障害理解への啓発活動の促進や障害理解教育の推進として計画の中で記載をさせていただいておりますので、Bの「方向性と同じ」という回答にさせていただきます。

次に16ページの個別施策⑲のところは、個別施策⑲はユニバーサルデザインについての施策になります。それぞれ、横断歩道から歩道への段差ですとか、交通バリアフリー、また駅のホームドアの設置などについてたくさんご意見をいただいたところです。

次に、18ページの個別施策㉑というのは防災についての施策になっております。防災のところにつきましては、「災害に対応する多様な避難体制を望む」というご意見をいただき、今後の取組の参考とさせていただきます。

また、同じ防災のところでも19ページの質問ナンバーの118番では、障害者の方の個別の避難計画の策定をしてほしいというご意見をいただいております。

こちらにつきましては、要配慮者の災害用セルフプランの普及啓発をしていくということで計画のほうには記載をさせていただいております。

パブリック・コメントからの意見につきましては以上になります。

資料5をごらんいただきたいと思います。資料5は、自立支援協議会のご意見をまとめたものとなっております。今回は自立支援協議会のご意見は、会としてのご意見というよりかは、会として出された意見を資料2のパブリック・コメントの意見の中で扱うという形にさせていただきました。自立支援協議会のご意見は今ご説明した資料2の中に溶け込んでいるような形で資料をつくらせていただいております。

また、こちらの協議会宛てに自立支援協議会からは意見が提出されておりますので、資料5として本日付けさせていただきました。

次に資料3についてご説明をさせていただきたいと思います。こちらにつきましては、3回行った障害者の各団体の方との説明会で意見交換を行った内容となっております。全部ではなく、主だったものをご紹介しますので、ご説明させていただきます。

まず、1番の「計画の位置づけ」でございますが、高齢者福祉やその他の計画との関連性について、もう少し踏み込んで記載してほしいというご意見をいただきました。

一番初めの「計画の位置づけ」に、「新宿区基本構想・新宿区総合計画・新宿区実行計画」という記載がございましたが、そこに「その他子どもや高齢者に関する行政計画等との整合性を保ちながら、必要な見直しを行います」と記載をさせていただきました。

次に6番になります。「強度行動障害について触れられていない。基幹相談支援センター内に強度行動障害の専門家を配置してほしい」というご意見がございました。強度行動障害につきましては先ほどのパブリック・コメントの中でも意見をいただいておりますので、そちらについては記載を何カ所かさせていただきました。ただ、基幹相談支援センターに専門家を配置するという事は、今現在難しいかと考えておりますので、「意見として伺う」とさせていただきます、それぞれの相談支援を担う者たちの研修をすることで、強度行動障害、その他の障害の方たちに適切に相談ができるように専門性を高めてまいります。

では、次の2ページ目のところでございます。11番目が「軽度知的障害者の地域生活を支えるヘルパーを育成してほしい」というご意見をいただいております。

こちらにつきましても、基幹相談支援センターや相談機関の専門性向上を図ることで対応をしていきたいと考えております。

次に17番や19番、20番につきましては、17番はトワイライト事業の記載がないのかというところと、19・20番については、サテライト型のグループホームについての記載がないのかというようなご意見でございます。

これらにつきましては、先ほどの回答と同じように、民間事業者の参入があった場合には、そういったところについて話をしていきたいと考えております。

次に3ページ目の21番から32番までは、清風園跡地のグループホームについてご意見をいただきました。清風園跡地のグループホームにつきましては、先ほどの回答と重なりますが、事業者が独自の発想を活かした提案ができるように、なるべく制約はしないでプロポーザル方式を行っていく予定でございます。説明会の中でもそういったことで意見交換

をさせていただいております。

4 ページ目のところで、清風園の跡地というのはかなり傾斜になっているところに施設が建っているため、そこの移動の円滑化についてのご意見をいただいております。こちらにつきましては、「敷地の入り口から建物の入り口まで、既存のスロープは坂が急であるため、エレベーター等を敷地内に設置し、建物入り口までの通路を確保する予定です」ということをご回答をさせていただいております。

次に38番は、「グループホームに入らずにヘルパーの力を借りて在宅生活を続けることは可能か」というようなご意見でございます。

回答でございますが、例えばALSの方などは単身で生活する方もいらっしゃいます。また、人工呼吸器の装着や24時間の支援で、ヘルパーの力をかりて在宅生活をしている方も実際いらっしゃいますので、こちらのほうは可能だということで回答をさせていただいております。

次に5 ページ目の質問番号の43、44、45あたりでございます。成年後見に対するご意見をいただきました。こちらについての回答は記載のとおりでございます。

6 ページ目の質問番号の58番、成果目標2のところについて、地域生活とはどういう状態を地域生活というのかというご質問をいただきました。また、地域生活への移行を計画の中でうたっていますが、どういう状況が地域生活移行といえるのかというご質問をいただきました。

「地域生活というのは、施設入所支援・療養介護の支給を受けている方が、福祉施設から自宅やグループホームに移行することをいいます」と回答をさせていただいております。

次に7 ページ目の61番のところでございます。居住サポートという事業がございます。これは精神障害の方が地域で生活するときに、アパートなどの住居を探すときに、一緒に不動産屋に行ったり相談にのったりする事業でございます。こちらの居住サポートについて、地域生活支援拠点のイメージ図に入っていないというご意見がございました。

こちらにつきましては、「地域活動支援センター」が居住サポートを実際に実施しておりますので、そちらをイメージ図に追加することで反映させていただいております。

最後に、67番ですが、利用者負担の軽減について今後どうなるのかというご意見をいただいております。計画の素案としましては、令和3年度から令和5年度に関しては、今までどおり負担軽減を継続させていただくということで回答をさせていただいております。

長くなりましたが、説明は以上になります。

○村川会長 ありがとうございます。パブリック・コメント等多岐にわたっておりますので、各委員からご意見をいただく場合には、今説明のありましたところ、1つには、区の対応として計画に反映していくということが結論となっている、あるいはご意見の趣旨が計画の方向性と同じとか、あるいはご意見の趣旨に沿って計画を推進するというようなことが出てはおります。なお、逆に今説明がなかった点で、これは重要だ、注目すべきといったようなことがもしお気づきであれば、そういうことについてもご指摘いただいてもいい

いかなとは思っております。

それでは、最初に春田さん、今説明が一通りありましたけれども、こういう回答の流れでいいのか、あるいはこれは重要だとかいうことがありましたら、どうぞ。

○春田副会長 障害者団体連絡協議会で、若年性認知症の会の会長が、結構粘り強く発言されていたのが印象的でした。YouTubeなんかで見ると、65歳未満の若年性認知症の人が増えているという。そして家庭生活が破綻するというか、経済的にも非常に問題があると。その辺を彼が大変心配しての発言だとよく理解しました。取組がなかなか厳しい。現実はどうするのかというのは簡単に言えない話ですけども、よく理解をして、ちゃんとサポートする体制をつくるしかないだろうとは思いますが。

○村川会長 ありがとうございます。若年性認知症の関係の方からご意見、要望が出たということですが、私もこのことについては関心を持って見ておりました。私、2年ほど前に役員はおりてしまったんですが、全国の認知症グループホーム協会というところの常務理事などもあり、あるいはその前に、杉並区の浴風会という総合施設にある認知症の研究・研修センターの初代の副センター長ということで、当時センター長が長谷川式で有名な長谷川和夫先生。長谷川先生を補佐しながらそういうことをやる中で、若年性の問題が出てきたわけですね。

これは障害者福祉サイドでどういうふうにとらえていいか。確かに若年の方ということもあるんですが、現在の制度で考えた場合には、少なくとも40歳以上の方であれば、介護保険の第2号被保険者ということでもあるので、要介護認定の結果にもより、必要に応じて通所介護、いわゆるデイサービスとか幾つかの、あるいはかなり重症の方であれば入所施設の手続きをとることも可能ということですが、現実起きてきた問題は、現にある通所介護デイサービスセンターに行っていらっしゃるお年寄りの年齢というのは、60歳代も一部いらっしゃいますけど、70歳代後半から80歳代、一部90歳代みたいなことで、若年性の方とは、はっきり言って親子ぐらい年齢が違うので、違和感がある。

あるいは職員の対応も、より高齢な方への対応に重点が置かれてしまって、通うことはできるけれども、何かポツンと一人にいるみたいな、そんな状況で問題だということも指摘された上で、都内では、私の記憶では、目黒区の学芸大学や、港区の六本木など、数カ所、若年性の方を対象とする通所サービスというのか、居場所づくりというのか、そういうことが行われた経過があります。

これは、もちろん障害者福祉サイドでも受けとめる必要はあるけれども、まずもって第一には、認知症の方、認知症ということ自体はアルツハイマーとは限らないけれども、医療機関とどういう経過で、どういう診断が出ている方なのか。それから幅広くとると、いわゆるMC I というか、本格的な認知症の手前の早期の段階の方も一部いるかもしれないし、ある程度病状が進んでしまったかもしれないということで、1つは医療の面ですね。

介護、福祉という点では、介護保険のサイドのサービスの利用可能性というのは強いわけですから、この辺の要望については、区役所でも、むしろ高齢者の部局というか課のほ

うに、この趣旨をお伝えしていただくことが大事なのかなと。全部こちらで受けとめていいのかなとかということがありますね。

それから、可能であれば、NPOであるかどこかの法人にお願いして、若年性の方をグループングできるような場をつくるか、あるいは若年性の方だけ特定することが難しい場合には、近年各地で取り組まれている認知症カフェというような、少し柔軟なやり方をするとところもありますのでね。

ただもう1つは、若年性の方の中には、引き続き働きたいとか、あるいは従来働いていたところが解雇されたので別の仕事を探したいというような、就労とかそういうことに意欲を持っている方など多様な方がいるので、これは障害福祉サイドで、逃げなさいと言っているわけではないんですが、高齢のサイドともよく協議される必要がある。

それから現実には、若年性の方が受けとめられる場をどうやって区内でつくっていくのか。ただ、これは人数的にはやや少ないものがあると思いますけれども、区内にあります3つの大学、医学部附属病院などに聞けば相当数、これは東京都全域を扱っておられるからそういう面もあるのですが、相当数いるはずなので、私も学芸大学にできたもの、六本木方面にできたもの、少し話を聞いたりしたことがありますが、恐らく区内でも5人から10人ぐらいいらっしゃる可能性、あるいはもっといらっしゃるかもしれないから、そういう方々にどういう対応が必要なのか、もう少しよく調べた上で対応していく必要があると思うんです。これはこの場のパブリック・コメントだということにしないで、はっきりと高齢のサイドにも伝えていただく必要があると思うんですね。

ちょっといろんな意見を言い過ぎましたけれども、何か事務局のほうで今後の扱いについて補足説明がありましたら、お願いします。

○**障害者福祉課長** 今回の会長からのご意見もいただきまして、高齢の部門に話をしていきたいということと、もし個別に個人の方からそういったご相談があったときには、相談支援の中できちんと対応をして、その方、個人個人に合った居場所ですとか、施策のほうを提供できればと考えております。

○**村川会長** ありがとうございます。ほかにどうでしょうか。各委員からお気づきの点がありましたら、片岡先生からぐるっと一周してご意見を言っておきますかね。

○**片岡副会長** 特に子どもということになると、従来から要望がたくさん出ている医療的ケアとか、トワイライトとか、そういうところが皆さんのご要望が強いんだなという感じがいたします。

実際の数がどのくらいいらっしゃるのかは今回のあれではよくわかりませんが、一番お困りのところだと思うので、丁寧に回答していただいている分が多いと思うので、それはよかったなと思うんです。

あとは、いろんな施策をつなぎ合わせて対応しますよということ、例えばトワイライトなんかの場合はこう書かれているんだけど、実際にお困りの方から見ると、なかなか使い勝手がよくないということが現場ではあるようなので、それをどういうふうに総合的に使

っていけるのか。計画の中で書くのは難しいのかもしれないんですけど、少し積極的な回答があるといいなというふうには感じております。

この辺が、例えば9ページの60番とか、それから62番とかの回答なんかだと、「個別にご相談ください」と、これはコメントをいただいた方に対する回答になるのだろうと思うんですけども、計画の中で、将来的でも、「もう少し頑張っていきます」みたいなことがあるといいなとは思いますが。

○村川会長 ありがとうございます。医療的ケア児の関係、トワイライトの関係、いずれも重要でありますので、丁寧に回答していただいているということは評価できることかと思っておりますが、いろいろな相談事が寄せられると思うんですね。

基幹型支援センターに対する要望というか、専門家を置けないのかというご意見があるので、現状でいいんですが、社会福祉士の資格を持った方、精神保健福祉士の資格を持った方、あるいは保健師の資格を持った方、あるいはそれ以外の資格はどんな状況ですか。まず現況を言っていただけますか。あるいはそれがほとんどないというのか。大学卒であれば社会福祉主事ということかと思っておりますけれども、基幹型支援センターの担い手について、すぐ回答しにくければ、後半までに調べていただいてもと思っておりますが、今わかっているならば、どうぞ言ってください。

○障害者福祉課長 今正確な人数はわからないんですけど、まず、全体で11名いるというところは、資料3の質問番号7番のところ、「基幹相談支援センターにはどのような専門家がいますか」というご質問をいただいております。職員が現在11名おまして、常勤が6名、非常勤が5名となっております。その常勤職員のうち、主任相談支援専門員と医療的ケア児等コーディネーターの資格を持った職員が1名いるというところです。

こちらの常勤職員につきましては、ほとんどが福祉職の職員でございますので、また、若いといいますか、結構年齢層が若い福祉職の職員は、大体大学を出るときに社会福祉士等の資格を取ってきている者が、ちょっと人数は今お答えできませんが、かなりの割合でいるというふうに考えております。

保健師につきましては2名になっております。

正確な人数はわかりませんが、そのような形で対応させていただいております。

○村川会長 ありがとうございます。それでは、高畑委員さんどうぞ。

○高畑委員 かなり丁寧に対応されていたと思っております。それから2と3を読んだ後、5を読んで、どう調整されるのかなとすごい気になったんですが、多分きょうのコラムにつながっていくと思うので、そこにこの5を踏まえながら2と3の中で不十分な点、それから最初の素案のところでも不十分な点を、きょう見たら大分追加されているようなので、そちらで丁寧な説明をしていただければいいのかなと思っております。

ただ、今後実施するとき、民間のグループホームをやっていただける事業者の方がたくさん手を挙げていただくとありがたいというのが、多分その辺のニーズが今後増えていくのかなと、皆様のご意見を見ながら考えておりますし、災害などのクライシスプラ

ンを具体的にどう皆さんに勧めていくかということも今後の課題かなと、思いました。

○村川会長 ありがとうございます。パブリック・コメントに対する丁寧な説明といいですか、対応が大事だということでございます。グループホームの関係は非常に重要ですので、また再度私のほうからも申し上げたいことがあります。

それでは、続きまして立原委員さんどうぞ。

○立原委員 丁寧にお答えいただきありがとうございます。説明会に参加させていただき、その際にも本当に丁寧に、真摯にお答えをいただけたかなと思っております。

このパブリック・コメントの答えですが、区の考え方として出されるとのことですが、例えば私たちだと、一番大変な人たち、強度行動障害の人たち、家族の方たちは本当に大変だったりするので、その辺が実際計画書の中にしっかり言葉として載ってこない、何か見捨てられているみたいなの……。個別に相談すれば区で対応していただけるのは重々承知していますが、実際計画を読んだときに、若年性認知症にしても、ひきこもりにしても、強度行動障害にしても、言葉が載っていないということがとても心細い。

実際施策として何か、例えばそれに特化した施策がないにしても、こういうことで対応しますよということが何かしらの形で具体的に書いてあれば、家族は安心するかと思うので、その辺を、実際これから文言を入れていくのは大変かもしれませんが、コラムでも取り上げていただくとか、そんな形で、家族が見て安心できる計画にしていただける、見たときに、何か考えてくれているのかなという、心配な気持ちは私も身近な人から感じているので、そういうことをちょっとお考えいただけるとありがたいかなと思います。

考え方として、ここにパブコメの答えとして載っているのと、計画の中にもうちょっと具体的に入っているのとでは、やはり全然違うかなと思うので、その辺を少しご検討いただければと思います。

○村川会長 ありがとうございます。はっきり言って、これはこの種の福祉計画の意義と限界といいますか、これは全国どこの自治体でも今一生懸命取り組まれているわけなので、それぞれの区役所、市役所がその地域で、この場合であれば障害者福祉、障害児福祉をどう推進するのかという施策、政策的な面、それから具体的にその地域で、この新宿区内で用意されているサービスが十分なのか、あるいは十分でないところがあれば、どういうふうな方法で補充、充足していくのかといったようなことの記載が中心となってしまうので、はっきり言って、なかなか個別対応、お一人お一人までのアドバイスなり結論めいたところまで文章で書き込んでいくというのは難しいと思うんですね。

ただ、立原さんが最後におっしゃったような、コラムの欄なり、何か工夫が可能であれば、残された時間は限られているとは思いますが、そういう点からは少し見直すというか、書かれている趣旨は間違っているわけではないけれども、わかりやすさといえますか、その辺をどこまで発揮できるのかということかと思えますね。

それでは、池邊さんどうぞ。

○池邊委員 団体等の説明会も開いていただいて、私もそこにも参加していたときに感じた

んですけど、こういう要望を出したいとかというときに、どの施策についてパブリック・コメントをお願いするかということがわからないという人が随分いたので、それについては、団体等の意見等を集約するときに随分よくわかるように取り上げていただいて、回答もいただいたなと思って、それには大変感謝しております。

私自身としては、災害時の個別支援計画の策定というのをどうしても入れていただきたいなと思って、随分ご意見を申し上げてきたんですけども、それが今回、クライシスプランというところで、中に「あわせて、本人やその家族の急な不調や災害時」という言葉を入れていただいて、クライシスプランの中の障害者自立支援協議会でこの内容をまとめるようなものがきちっと推移していけば、それがそれにかわるものになるのではないかなと思って、それについてははすごく前進したなと思って感謝しております。

また、先ほど高畑先生もおっしゃっていたんですけど、医療的ケア児の問題というのは、同じ障害児でありながら、医療的ケアがあることで実際に使えない障害福祉サービスなどがあり、支援が充分でないと思っている親御さんが多くて、それはよくわかるんですね。その中で、やっぱりそこに文字として書かれているということは、とても大事なのかなとも思うし、今度厚生労働省も令和3年度の障害福祉サービス等の報酬改定があつて、その中にケアニーズの高い障害児の加算とかの中に医療的ケアのことも書かれているので、実際のこういった報酬改定で赤字にならずに運営できる事業者が増えて、放課後等デイサービスで重度のお子さんを預かってくれるところが増えればいいなと思って、その辺のところはまた区からもご指導とか、情報提供を積極的に行っていただくことがすごく助けになるのかなと思いました。

また、1つ気になったのはトワイライトケアのことで、私はトワイライトケアには2つの要素があると思っていて、障害当事者の人の余暇活動支援というところで見ると、保護者の方の就労の支援のためという両方の面があつて、もちろん両立すればとてもいいんですけど、毎日でなくても良いが余暇活動をしたいという障害当事者を支援する場所と保護者の就労のために月曜日から金曜日まで安心して預かってもらえる場所が別にあつても良く、現在ある制度やサービスを工夫して使うことで、実態として支えていただければいいかなと思っております。

東京都の青年・成人期の余暇活動支援事業は、区市町村が地域の実情に応じて主体的に実施する障害者施策推進市町村包括補助事業の選択事業となっているので、新宿区が主体的に取り組み、実際にトワイライトケアを行う事業者の手が挙がるようになって欲しいと思います。

○村川会長 ありがとうございます。非常に重要な点を幾つかご指摘いただきました。医療的ケア児については、はっきり言って国に問題があつて、従来ですと、そのやり方がベストかどうかというのはあるんですが、国立病院、国立療養所に重症児病棟を設けてやってきたのを、この間大幅に削減してきているんですね。

そういうことが背景にあつて、児童福祉法も改正してしまつて、重症心身障害児という

ような概念をなくしてしまっていて、医療的ケア児は地域でやりなさいと。確かに都道府県レベルは、今コロナで大変ではあるけれども、医療計画等を持っておりますから、医療面は都道府県レベルの責任もある。しかし、日常生活面は市区町村なり、関係の民間法人、団体の協力を得ておやりなさいということで出てきていて、やはりどこでもなかなか準備が整わない大変さもあるわけですね。

だからといってほったらかしにしていいという問題では全くありませんから、ご要望を受けとめながら、区のほうで、子ども総合センターで対応可能な部分もあるかもしれないし、なかなかそう簡単ではない部分もあると思いますので、これはとにかく少しずつでも進めていくという方向だと思うんですね。

それからもう1つ、トワイライトについてご指摘がありまして、ちょっと私も勉強不足なので、地元のシャロームさんかどこかわからないけど、施設、または事業所、事業体で、トワイライトに現に取り組んでいるところがどこなのか。あるいは現在取り組んでいないけれども、取り組むことが予定されているところはどこなのか。これは事務局で把握しているところがあったらお答えいただきたいと思いますが。

○障害者福祉課長 現在、新宿区内でトワイライトケアということで取り組んでいる事業所はありません。今後につきましても、そういった事業者の予定というのは今のところ聞いていないところでございます。

○村川会長 ありがとうございます。ただ、そういう課題がありますので、継続的に各施設、事業体に情報提供、あるいは東京都内で他の区市で行われているところがあれば、そういうのも見学されるなり、参考にされるなり、一定の方向づけは取り組んでいただきたいと思うんですね。

それから、全体協議会も含めまして、クライシスプランについてあまり議論がなかったんですが、今回のパブリック・コメントで非常に明確な形で出されておりますので、これも計画書の中で一定の表現がとれるのかどうか。それから、具体的な場面としては自立支援協議会にお願いするなり、各事業体で取り組んでいただくなり、災害の問題というのは恐らくそんなに遠い話ではなくて、直下型地震とか、あるいは最近の一部報道によると富士山爆発みたいな話も、一部の専門家は非常に真剣に捉えておられますからね。

いずれ何らかの大災害に巻き込まれる可能性があるもので、移動困難な方とか、現に施設に入っておられる方で重度・重症の方とか、どういう対処、施設の建物がしっかりしたものであれば、あまりあちこち移動しないで、そこで頑張ってくださいということはあると思うんですが、在宅での重度の方をどうしていくかということは課題としてあると思います。全体の危機管理の流れもあるかとは思いますが、やはり人を大切にするといいですか、たまたま昨日1月17日でしたが、神戸の震災などでも、亡くなった方の多数が重度の障害のある方と高齢者だったというようなことがいわれ、随分教訓化されてきた割にはなかなか、区役所も努力されているとは思いますが、具体的にどうやって事柄を進めていくかということは、今後の流れでぜひ取り組んでいただきたいなど、そんな気がいたします。

それでは、加藤さんどうぞ。

○加藤委員 ショートステイについて、「グループホームや短期入所の整備を促進し」という文言が2のNo.11、12あたりにあるんですけれども、ショートステイが本当に緊急のときには全然役に立たなかったという事例を家族会ではしょっちゅう聞いております。例えば診断書を持ってきてくださいとか、それから申し込みが必要ですか。そんな状況じゃないんですね、そのときのショートステイというのは。「お願いだから、少しでもいいから預かってもらえないか」と、親も目いっぱい、子どもも目いっぱいという状況の中でのショートステイの依頼というものをどうやって受けたらいいかというところを少し考えていただけないかと思うんです。

精神の場合は、ある意味破天荒といいますか、計画に載りにくいところというのが非常にあるとは思いますが。ただ、それだけに、親も大変疲弊、疲れ果てていますし、そういったところを少し捉えた物の見方というのをしていただきたいと思いました。

そういった要素を、本当に精神というのは、さっき申し上げたように、いろいろな形があって、いろいろなトラブルを抱えている中で、どうして生きていったらいいかというところを必要としておりますので、そういうところを、制度にはまる、はまらないではなくて、お考えいただければと思うところがございます。

それからもう1つは介護保険と年金で、結局65歳の切り替え時の問題ですけれども、精神は身体不自由ではないために、ケアプランが出たときで、非常に問題に乗りにくいんです。本人も「大丈夫ですよ」で済ませて、実際は家の中はごみ箱状態みたいなことというのはよくあります。

ケアマネジャーが高齢に対しては非常に理解していると思うんですけれども、精神の問題に関しては理解されていると思えないケアマネジャーもいらっしゃるようで、ちょっとそのあたりのことを、うまく介護保険に乗っていったほうがいいのか、それとも障害者の問題としてもう少し、このコラムの表を見るととてもよくできているので、少し理解が深まるといいなと思っているんですけれども、そのあたりのことをケアマネジャーにも教育していただきたいと願っております。

それから教育についていろいろ、今後、それはそのとおりですというご意見だったんですけれども、やはりかなりの充実を必要としているのではないかと、前から申し上げているんですけれど、そのことは思っております。

それから、資料5の意見書ですけれども、その6番で、「グループホームにおける区民の利用率が上がることを期待」と、これは期待というわけで、こちらの計画書に入っているわけではないんですけれども、これははっきり言って住居手当の問題でございます。ほかの区のほうが住居手当がいいから入れるというだけの話ですので、そこをお考えいただければ、新宿区民の利用率は上がると思います。

とにかく計画相談を知らない障害者の家族が結構多くいますので、この前、たしかこういうコラムで計画相談について書いていただいたんですけれども、今回もそのことは入れ

ておいていただけるとうれしかないと私は思っております。計画相談というものを受けて、そこでちゃんといろいろな制度や施設が使えるということを周知していただければありがたいと思います。とにかく親の年齢が高くなってからの発症ですので、非常に知らないことが多い親を現実的には見ておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○村川会長 ありがとうございます。複数の項目でご意見、あるいは要望的もいただいておりますので、事務局のほうで受けとめていただいたと思いますが、私のほうでは、1つは短期入所ですね。これは、急にぐあいが悪くなったり、急に必要が生じたりという、そこで即応性というか、実際に受けとめる場所、ベッドといいますか、それがあがるかどうかということもあるし、それからこれは団体というか関係の方が、多分以前は東京都でもやっていたし、私、神奈川県で仕事をやっていたときにも、短期入所、あるいは古い名称で「緊急一時保護」なんていう言い方をしていた時代には、人によっては、事前登録制といいますか、そういう利用可能性のある人については、あらかじめ何かカードのようなもの、これは障害者福祉課なのか、あるいはきょうも保健センターの方がご同席いただいていると思いますが、特にひとり暮らしで非常に不安定という方については、あらかじめ一定のデータが整理されていて、それをパッと活用すれば手続がスムーズに進むとか、いろんなやり方もあると思うので、そこは関係者の中で検討していただきたいと思いますね。

それから加藤さんからもグループホームのことが出ておりましたけれども、ちょっと私も不勉強なので、清風園というのがどういうところで、どんな形でなくなって、その跡地を使うのかということと、それからプロポーザル方式というか、民間の事業体でいろいろなアイデアを出してということで、ただ、事業体として、自分としてはこういうことが得意だということで案を持ってくる可能性が強いので、しかし区の側でどういうニーズがあるのか、知的障害の方、精神障害の方、いろんな障害を持っておられる方、複合的な方もいますので、ニーズに合った形でグループホームを確保していただくことが大事ですけれども、当面の3年間で実現するかどうかよくわかりませんが、清風園というのはどんなところか、ご存じの方も大勢いらっしゃるのかもしれないけど、私も不勉強なものですから、その辺からちょっと説明をしていただけますか。

○障害者福祉課長 清風園は中落合にございまして、今現在は、元気な高齢者の方が通われる施設になっておりますが、かなり老朽化も進んでございまして、高齢者の施設としては廃止をして、一旦更地にいたしまして、障害者のグループホームを建てるということでやっております。そこまでが決まっていることとさせていただきます。

そのグループホームにつきましては、先ほども申し上げているように、特に障害の種類を決めることなく、事業者の方からの提案によって、最終的に手を挙げていただける事業者の得意な分野ですとか、そういったところを活かせる施設ができていけばいいなというふうには考えており、今現在そういった選定の準備をしているというところなんです。

選定の準備をするに当たっては、色々な法人の、実際にどういった条件だったら運営が可能かのシミュレーションをしたり、事業者にいろいろ説明をしたり、また事業者からの

説明を聞いたりというようなことも事前に行っているのが今の段階でございまして、そういった中で、区のニーズですとか、こういったところに出ていっているご意見なども事業者に伝えていきまして、最終的には公募でプロポーザルという形で選定をしていくということで考えております。

○**村川会長** そうしますと、現段階ではまだ公募要項を出してはいない。これから出すという。何年度ぐらいに出すとか、土地の広さとかスペースの関係で何ユニットぐらい、例えば10人単位で考えるのか、6人とか9人とかいろんな数え方はあると思うんですが、あるいは多様な障害のニーズということがあれば、でき得れば複数ユニットですね。

ただ、知的障害の関係と精神障害の関係、両方をうまくやっておられる法人というのは非常に限りがあるように思うので、ある1つの事業体ですと、ある程度守備範囲可能なものということになってしまう可能性もあるので、区立民営みたいなことができれば望ましいけれども、そのあたりが民間だけですと、それぞれ得意なところで、知的障害を中心に2ユニットとか、何人分やりますよとか、あるいは精神の関係でやりますよとか、あるいは人数は限られているかもしれないけど、重度の身体障害の方のニーズもあるのかもしれないので、できれば、今あまり細かいことをこの場で議論するわけにいかないけれども、公募の数カ月前ぐらいには、関係者から話を聞いて、「大体こういう規模のグループホームができて」というような想定を立てられてプロポーザルをおやりになったほうがいいんじゃないかと思うんですね。

それと、今コロナの問題とかで、どこも経営が不安定になっているので、グループホームという成り立ちも非常に小規模なもので、各事業体も非常に変動していますから、はっきり言えば、安定性のある社会福祉法人というか、ただ、社会福祉法人ということになると非常に守備範囲がはっきりしてしまう場合もありますが、持続可能な事業体を、これは当然きちんと選定されますから、そこは大丈夫なのかなという気もしますけれどもね。

ですから、プロポーザルを始める前に関係者に、計画としてはとりあえずでき上がりますけど、その後の協議会なり関連する方々のご要望を聞いて実現をしていただく必要があるんじゃないかなと。そうじゃないと、ニーズとサービスがミスマッチしちゃうとまずいのでね。ただ、なかなか場所を得るということは難しいですから、複数ユニットを実現するためにどうしたらいいかということはよくお考えになったほうがいいのかなと、そんな気がしておりますけれども、よろしく願いいたします。

○**障害者福祉課長** 現在の考え方としましては、グループホームにつきましては2ユニットで、1ユニット10人が上限ですので、上限でいけば20人というのが提案されれば良いと考えております。あわせて、何か日中活動のものですとかグループホーム以外のものを併設することで、事業者が安定して経営ができる条件が整うのであれば、そういった提案もしてもらいたいと考えております。

ほかの区などの事例を見てみますと、例えば2ユニットでというふうにプロポーザルをしても、実際にはマックスの10人ではなく、運営がしやすい8人で、2ユニットで16人と

か、そういったグループホームもあるという状況を確認しております。その辺は事業者が運営しやすい人数になっていけばいいのかなと考えております。

敷地の広さとしても、それが建つだけの広さがございますので、そういった形で考えておりますけれども、募集要項そのものをつくるのが来年度ということで、今現在はそういった考え方にのっとり事業者の状況などを確認しながら、募集要項をつくる事前の準備をしているという状況でございます。

○**村川会長** どうもありがとうございました。それでは、各委員からご意見をいただいたんですが、よろしければ、関原委員さん、何かお気づきの点、提案者側の立場もあるわけですが、何かございましたら。

○**関原委員** 各委員からお話をちょうだいしております。この後、また事務局からポイントの整理があるかと思うんですけれども、例えば若年性認知症ですとか強度行動障害の方のことですとか、そういったところについては計画のところは文言を入れさせていただいて、ここの分野のところは私どもは障害者施策として取り組んでいきたいと考えているんですよというのをお示ししたいという案を、この後、ご説明をする予定になっているかと思っています。

コラムもこの後皆さんでご協議いただくところですが、先ほど来もございましたが、各パブコメのご意見等々でもご心配なところなどについて、今既に取り組んでいる事業の自身等々についても、そういったコラムを活用させていただきながらご案内ができるようなところをぜひご協議いただければと思っております。よろしく願いいたします。

○**村川会長** どうもありがとうございました。それでは、資料2及び資料3の関係については一区切りとさせていただきます、今後の対応等についての事務局からの説明、さらにコラムの関係ということで、そちらに移って説明をいただきたいと思っております。どうぞ。

○**障害者福祉課長** まず初めに、先ほど基幹相談支援センターにどのような専門職がいるのかというところで大ざっぱにお答えしたところですが、今数が出てきましたので、お答えさせていただきたいと思っております。保健師は常勤職員2名でございます。これは1人が何個も資格を持っている場合がございますので、延べになりますけれども、介護福祉士は常勤が1名、非常勤が1名、社会福祉士は常勤が5名、精神保健福祉士が2名、公認心理師が1名、医療的ケア児コーディネーターが1名という形になっております。

○**村川会長** 考えられ得る専門職としては、非常勤の立場の方も含めて、かなり確保されているということは明らかでありますので、ありがとうございました。

○**障害者福祉課長** 続いて説明をさせていただきたいと思っております。資料4をごらんください。こちらは計画に実際に反映をさせていただいた項目について書かせていただいております。反映と修正も含めて書いております。

まず1番目につきましては、こちらは事務局修正でございますけれども、目次のところになります、今回の計画は新宿区成年後見制度利用促進基本計画を包含しておりますので、その旨を目次のところに追加をさせていただく予定でございます。

次に2番目につきましては、団体の説明会からのご意見で、高齢やその他の行政計画についても整合性を保ちながらというところで、下線のところですが、「その他子どもや高齢者に関する行政計画等との整合性を保ちながら」という記載を追加させていただきます。

3番目のところですが、これは誤植でございまして、難病の方の数等を「削除」と書いてありますが、これは削除しないで残します。資料の間違いでございます。

4番目はパブリック・コメントのご意見からの修正でございまして、「短期入所の整備の促進」を追加させていただきます。

次に裏面に行きまして、4番目につきましても、これもパブリック・コメントのご意見から反映をさせていただきます。

5番目と6番目につきましてもパブリック・コメントからのご意見としまして、こちらは「サービス等利用計画作成を進めています」の後に、「区では、ご本人やその家族の希望する生活やサービスの利用意向に基づき、区の指定を受けた特定相談支援事業所の相談支援専門員が福祉、保健、医療、教育、就労、住宅等の総合的な視点から、地域での自立した生活を支えるためのトータルプランであるサービス等利用計画作成を進めています」というふうに、サービス等利用計画の説明を入れました。

「あわせて、本人やその家族の急な不調や災害時など、日頃から緊急時における支援策や連絡先を確認できるような仕組みを検討していきます」ということで、クライシスプランについて書かせていただきました。

次に6番目が、これもパブリック・コメントからになりますけれども、強度行動障害について取り上げてもらいたいというご意見でございました。こちらにつきましては、「基幹相談支援センターと区立障害者福祉センター、区立障害者生活支援センター、シャロームみなみ風のそれぞれの拠点施設が地域生活支援体制の中心となって」の後に、「身体障害・知的障害・精神障害のほか、医療的ケアや強度行動障害等の障害特性にも対応した専門性を高めるための研修などを行っていきます」というふうに入れさせていただきました。パブリック・コメントからのご意見としては強度行動障害だけでしたけれども、事務局として医療的ケアについても入れさせていただきました。

次に7番目は事務局の修正でございます。実はこの1月から、区の本庁舎の中で「遠隔手話通訳等サービス」という事業を新たに始めております。これはタブレット端末を使って手話通訳を提供するという事業でございます。こちらを始めておりますので、計画の中にも記載をさせていただきました。7と8についてがそちらになります。

次に9番目につきましては、パブリック・コメントのご意見として、障害疑似体験については「充実していく」というところを「推進していく」に改めさせていただきます。

次の10番目でございますが、こちらは事務局の修正です。11月の終わりぐらいに、新宿区の計画がパブリック・コメントを始めた後に、国から、障害児の計画につきまして、保育ですとか通常の地域のサービスの中でも障害児をどのように受け入れていくかというのを具体的に記載してほしいというような指針が出てまいりましたが、区としてはもう計画

の素案を策定しておりましたので、そちらを反映することは難しかったというところです。

そうしましたらば、東京都が文書でそういったものを計画に入れたというのがわかりましたので、新宿区も東京都にならしまして、文書で入れさせていただきたいと思っております。その文書が「障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育・教育等の支援を受けられるよう、地域社会への参加や包容(インクルージョン)を推進していきます」という文言とさせていただいております。

次に11番目につきましては、団体説明会からのご意見で、日中活動系サービス事業所のイメージ図の中に、「地域活動支援センター」を追加することにより、居住サポート事業についても地域活動支援センターでやっているというところで、記載をさせていただきたいと思っております。

次に12番目が、こちら事務局修正で、先ほどの障害児福祉計画についてですけれども、2カ所ございまして、「考え方」の文章のところと、個別の施策の目標の見込量のところがございまして、こちら見込量のところを文章としてこういった形で追加をさせていただきたいというふうに考えております。

修正については以上です。

○**村川会長** ありがとうございます。ただいま資料4によりまして、これまでご議論いただきましたパブリック・コメント、あるいは説明会におけるご要望等を踏まえた形で、多数項目と言ったらいいですか、方向性が打ち出されたところでございます。

この関係についてご質問、ご意見がございましたらどうぞ。どなたからでも結構です。

私から。3ページの下ですが、一番下の団体説明会で居住サポートについていろいろご意見があったと。それはよくわかるんですが、地域活動支援センターという場合に、ちょっと私もこれは勉強不足で、具体的にどういう機関というか事業体がそれをやっておられるのかによって、居住サポートが実際にできるのか、できにくいというのも変ですが、それを補足説明していただけますか。

○**障害者福祉課長** 地域活動支援センターにつきましては、地域生活支援事業として民間の事業者にも設置をしてもらっているものでございまして、地域活動支援センターがやっている内容は、相談支援と居住サポートという事業をやっております。

○**村川会長** 既にやっているわけですか。

○**障害者福祉課長** 実際にやっておりますので、その実態について記載をさせていただいたということになります。

○**村川会長** はい、よくわかりました。

いかがでしょうか。

それでは、特段ございませんようでしたら、資料4をもって結論とするということで、この専門部会としても了解いたしましたということですのでよろしいですかね。(発言なし)

きょう説明のありましたインクルージョンといいますか、いわゆる障害児保育等、そういった関係についても、ぜひ、実態、あるいは実際に保育園・幼稚園等で受け入れられて

いるお子さんの人数なども確かめながら、資料整備をお願いしたいと思います。

それからあともう1つ、ここにはないことの質問で、資料の2か3にあったんですが、今回の期には入ってこないんですが、令和8年度に新宿区内に、あれは都立の特別支援学校ですかね、あるいは区立になるかよくわかりませんが、何か特別支援学校ができるやの記載があったようですので、これはもうちょっと近づかないとわからないと思うんですが、要するに年齢的に中学生にあたる12歳から17、18歳まで受けとめるところなのか、あるいは高等養護学校というか、15歳から17、18歳というか、あるいは障害別的なことも含めて、どんなことが予定されているんでしょうか。あるいは教育委員会の方でつかんでおられることがあれば、きょう無理であれば、また後日で結構ですが。

○**教育支援課特別支援教育係長** 教育委員会です。東京都立の特別支援学校ができる予定というふうには聞いております。具体的なところにつきましては、私のところまではまだ情報は来ておりませんが、知的な特別支援学校というふうには聞いております。

○**村川会長** 区内の戸山町のほうにできるということですか。

○**教育支援課特別支援教育係長** 都立児童相談所の跡地と聞いております。

○**村川会長** どうもありがとうございました。

特段ございませんようでしたら、資料4は了承されたという扱いにしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、引き続き事務局からコラム等説明をいただきたいと思います。

○**障害者福祉課長** 資料6についてご説明させていただきます。こちらは今現在のコラムの案でございます。1から18までのコラムを事務局としては考えておまして、「新規」と書いてあるところが今回新しく入れたいと思っているところでございます。また、「変更」と書いてあるところは、前計画の中身を変更して記載をしたいと考えているところです。何も書いていないところにつきましては、前回の計画を時点修正するですとか、若干の文言修正をして、方向性としては同じような中身で記載をしていきたいと考えているところでございます。

具体的な中身については、それぞれ資料としてつけさせていただいております。こちらについては、本日お配りして、急に見てというのも大変かと思しますので、もし何かご意見がありましたら、意見用紙等で事務局に伝えていただきたいと考えておりますが、会長、そういった方向でよろしいでしょうか。

○**村川会長** そうですね。資料はきょういただきましたので、各委員のほうでお気づきであれば、特に実際の現場での受けとめ方というのもあると思いますので、何かコラムの中で強調していただきたい点とか、あるいは具体的に上げていただきたい点などありましたら、ぜひ電話、あるいはファックスなどで、今週中ぐらいということになっちゃいますかね。よろしくをお願いしたいと思います。

春田さんのほうで何かコラムの関係でお気づきの点はありますか。

○**春田副会長** いや、特にありません。

○村川会長 よろしいですか。ありがとうございます。

66ページにヤングケアラーということで、埼玉県のほうでも調査が進んだようですが、ぜひこういうことも。区内でどういう現実があるのか、私も詳しくわかりませんがね。

この話題が出てきまして、私個人も振り返ってみたら、私の祖父が、私が小学校1年生の頃に、がんが発病しまして、10年間ぐらい闘病して、私が高校1年のときに死亡しましたけれどもね。もちろん、私の母親その他がやっておりましたけれども、子どもながらに対処する。学校を休んでまでとか、そこまでのことはなかったんですがね。

ところが、私個人のことを言っただけですが、今度は祖父が亡くなったのと入れ替わるように祖母のほう、おばあさんが70歳のときに、ある日突然緑内障で失明をしちゃいまして、1種1級の身体障害者手帳をいただくことになりまして、最初は家族で対応したり、私も一部手伝ったこともありましたがね。そのときは区のほうに相談しまして、正規の手続きをとらせていただいて、ある時期、ヘルパーさんを派遣してもらったりとか、そういうことでしのいだことがあります。子どもたちが親、きょうだいなどのこともあって学校を休まざるを得ないとか、そういうことであっても困りますのでね。

ただ、子どもたちのことと言うと、今回のこの計画書で取り上げることではないのかもしれませんが、区内には外国籍のお子さんがいたり、もしかすると、その中に障害のある方がいたりとか、そういう問題もあるのかなということも考えました。

差し当たりは、全部で18項目ですか、こういうことで計画書をわかりやすくするためには、ぜひこういったページを設けていただくことは大事なことだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、きょう予定されました議題はおおむね終了しましたかね。あと事務局で何か触れていただく点がありましたら、どうぞ。

○教育支援課特別支援教育係長 すみません。先ほどの令和8年度に都立の特別支援学校ができることについて補足ですけれども、先ほどの資料の「専門部会委員意見反映前」という資料2の9ページのところにも詳しく記載させていただいているとおりにんですが、令和8年度、戸山地区において、知的障害については小・中・高、それから肢体不自由について高等学校を開設するといった計画になっております。資料2の9ページの59番です。

○村川会長 これによると、特別支援学校ではなくて高等学校なんですかね。そうでもないか、最初のタイトルとしては「特別支援学校の規模と配置の適正化」と書いてあって、その次に「知的障害の小・中・高及び肢体不自由の高等学校」、特別支援学校の高等部的なものですかね。もうちょっと近づいて現実的にならないとわからない。

○片岡副会長 知的は小・中も入っているんですね。

○村川会長 そうですね。知的は小・中が入っているので、ただ当然こういうことになると、現在ある区立の支援学校との役割分担関係みたいなこともあるし、あるいは都立で行われますから、他区から、地元で支援学校のないところですね、そういうところからお子さんがやってくるという可能性もあるんでしょうかね。区内にこういう新しい立派な支援がで

きるということはとても重要なことでありますので、ぜひ東京都の教育委員会、あるいは設立された後の学校と連携をとっていただければと思います。よろしく願いいたします。

あと、前にも私は言いましたけれども、進路対策などの点でも、地元で特別支援学校ができて、そこと密接に連携がとれるということは、障害者福祉行政なり、あるいは基幹型の支援センターなどにとっても非常にメリットの多いことじゃないかなという気はいたしておりますが、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○**障害者福祉課長** それでは、事務局から最後になりますけれども、本日資料7を配らせていただいております、こちらは挿絵とか表紙の絵になっております。障害者の施設で利用者さんが書いた絵ですとか作品などの写真をいろいろ送っていただいたものでございます。こちらについては、まだいろんな施設からこれに追加で来る可能性がございますけれども、一応現在集まったものということでお示しさせていただきました。こちらについても、何かご意見とかがある場合は、改めて意見用紙で言っていただきたいと思っております。

次に事務連絡になりますけれども、先ほどの資料6のコラムと資料7についてのご意見、その他ご意見がございましたらば、申しわけないんですけれども、今週中の22日の金曜日までに事務局にお願いをしたいと思っております。それを反映いたしまして、今度推進協議会にまた改めて諮らせていただきたいと思っております。

事務局からの事務連絡は以上でございます。

○**村川会長** ありがとうございました。今課長さんからも説明がありましたように、1月22日、金曜日締切ということで、別のペーパーも用意されておりますので、コラムの関係などが中心かとは思いますが、ぜひご意見、あるいは提案をしていただければと思います。よろしく願いいたします。

各委員の方から何かご質問、ご意見等はございますか。(発言なし)

それでは、特段ないようでしたら、これにて閉会といたします。長時間ありがとうございました。

午後 11時45分閉会